

一般社団法人 sai-sei 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 sai-sei と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、"ひととモノの居場所づくり"と"モノの整理とこころの整理"をキーワードとして、発達障がい、また様々な喪失経験により困難を抱える者への支援を「お片付け」を通して行う。そして住環境の整理や、生活の再構築を伴走者としてともに目指していくことを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 住環境の整理や、生活の改善に関する事業
- 2 生前・遺品整理に関する事業
- 3 成年後見、死後事務委任に関する事業
- 4 前3項の事業に関わる、人材の育成
- 5 書籍、ホームページ、機関紙などの各種刊行物の出版事業
- 6 セミナー、講演会、啓発のための各種イベント開催
- 7 国内外で目的を同じくする諸団体との連携・協働
- 8 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(法令遵守)

第4条 当法人は、上記事業を公正かつ適正に運営し、目的に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に務めるものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務

を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、当法人所定の様式による退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

- 2 前項の規定により除名が決議されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

(社員の資格の喪失)

第10条 社員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿と個人情報保護)

第12条 当法人は社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成するとともに、業務上知り得た個人情報の保護には万全を期すものとする。

第3章 社員総会

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに、社員に対して発する。ただし社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員は各1個の議決権を有する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任及び解任及び報酬
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 解散
- (5) 合併ならびに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (6) その他、事業に関する重要事項

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の社員を置く。

理事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のも

のに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年2月末日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 二瓶 芳聖

設立時代表理事 二瓶 芳聖

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

東京都

岸本 夏実

東京都

二瓶 芳聖

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 sai-sei 設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年3月7日

設立時社員 岸 本 夏 実 ④

設立時社員 二 瓶 芳 聖 ④

